

○東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例

平成9年2月13日

条例第3号

改正 平成10年12月24日条例第59号

平成11年3月26日条例第13号

平成12年3月31日条例第34号

平成12年6月29日条例第59号

平成14年6月27日条例第35号

平成17年6月30日条例第16号

平成20年6月27日条例第23号

平成22年3月24日条例第13号

平成25年12月26日条例第35号

令和元年6月28日条例第5号

東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市しあわせ村の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進及び健康の保持増進並びに伝統文化の振興を総合的に図るため、東海市しあわせ村（以下「しあわせ村」という。）を東海市荒尾町西廻間2番地の1に設置する。

2 しあわせ村は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 保健福祉センター

(2) 健康ふれあい交流館

(3) 東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年東海市条例第32号）第2条の規定により設置する東海市立しあわせ村デイサービスセンター

(4) ^{おう}嚶鳴庵

(5) 東海市都市公園条例（昭和48年東海市条例第35号）第2条の規定により設置する聚楽園公園

（開館時間）

第3条 しあわせ村の次に掲げる施設の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 保健福祉センター、健康ふれあい交流館（温浴室を除く。）及び嚶鳴庵^{おう}
午前9時から午後9時まで

(2) 健康ふれあい交流館（温浴室に限る。） 午前10時から午後9時（毎月の第2月曜日及び第4月曜日（それらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）にあつては、午後5時）まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 しあわせ村の次に掲げる施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 保健福祉センター

ア 毎月の第1土曜日及び第3土曜日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 健康ふれあい交流館（温浴室を除く。）及び嚶鳴庵^{おう}

ア 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 健康ふれあい交流館（温浴室に限る。）

ア 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日（それらの日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

（利用の許可）

第5条 保健福祉センター、健康ふれあい交流館（集会室にあつては、20人以上の

団体で集会室の全部又は2分の1を利用する場合に限る。)及び^{おう}嚶鳴庵(全室又は小間を利用する場合に限る。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき(健康ふれあい交流館の多目的ホールを除く。)
- (4) 前3号のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(健康ふれあい交流館のトレーニング室のシャワーの使用料を除く。)を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。

- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。
- (4) 市内に在住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項若しくは第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者又は愛知県知事から療育手帳の交付を受けている者が、自立のための訓練を目的として健康ふれあい交流館の温浴室又はトレーニング室を利用するとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第4号までに該当する場合にあっては使用料の全額とし、同項第5号に該当する場合にあってはその都度市長が定める額とする。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第12条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（管理）

第13条 第2条第2項第3号に掲げる東海市立しあわせ村デイサービスセンターの管理については、東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の定めるところによる。

2 第2条第2項第5号に掲げる聚楽園公園の管理については、東海市都市公園条例の定めるところによる。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、保健福祉センター、健康ふれあい交流館及び嚶鳴庵（以下「保健福祉センター等」という。）の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 市民の健康の保持増進及び伝統文化の振興を図るための事業の計画及び実施に関すること。

(4) その他保健福祉センター等の管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従つて、保健福祉センター等の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第6条まで及び第8条の規定の適用については、第3条第2項及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条、第6条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に保健福祉センター等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、第9条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第9条から第11条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第9条中「別表に定める額の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める利用

料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第59号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表備考第4号に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則 (平成11年条例第13号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第59号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年条例第35号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」とい

う。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に営利を目的として施行日以後の使用に係る健康ふれあい交流館の多目的ホールの使用の許可を受けた半田市、常滑市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有する者からは、改正前の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則 (平成17年条例第16号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る^{おう}嚶鳴庵の使用の許可は、改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例第14条第4項の規定が適用される場合にあつては、同項において読み替えて適用する第5条第1項の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則 (平成20年条例第23号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により受けた同日以後の利用に係る保健福祉センター及び健康ふれあい交流館の利用の許可は、改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例第14条第4項の規定が適用される場合にあつては、同項において読み替えて適用する第5条第1項の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則 (平成22年条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第35号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の公共団体の事務室等の使用に係る使用料について適用し、同日前の公共団体の事務室等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第5号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表（同表備考第4号を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する保健福祉センター等の利用に係る使用料について適用し、施行日前に申請した保健福祉センター等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表備考第4号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

利用時間 の区分		午前	午後	午前・午 後	夜間	午後・夜 間	全日
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
保 健 福 祉 セ ン タ ー	講義室	円 1,520	円 2,030	円 3,550	円 1,520	円 3,550	円 5,070
	調理実習室	980	1,300	2,280	980	2,280	3,260
	視聴覚室	1,050	1,400	2,450	1,050	2,450	3,500
	健康増進室	830	1,110	1,940	830	1,940	2,770
	研修室	580	770	1,350	580	1,350	1,930

				0		0	0
	和室	360	480	840	360	840	1,200
	小会議室	430	580	1,010	430	1,010	1,440
	第1会議室	650	870	1,520	650	1,520	2,170
	第2会議室	650	870	1,520	650	1,520	2,170
健康	多目的ホール	5,800	7,740	13,540	5,800	13,540	19,340
ふれあい交流館	温浴室券	普通入場	大人1人	高齢者及び障害者 260円			
			1回	その他の者 520円			
		小・中学生1人1回	障害者	130円			
			その他の者	260円			
	回数券	大人	5,200円				
		小・中学生	2,600円				
	団体入場券	20人以上の団体	大人1人1回	460円			
			小・中学生1人1回	180円			
	集会室	20人以上の団体	全部利用	1時間につき 1,360円			
			2分の1利用	1時間につき 680円			
トレーニング室			1回券 120円				
		シャワー	1個1回 100円				
嚶鳴庵	全室	1時間につき 810円					
	小間	1時間につき 180円					

備考

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(2) 障害者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

(3) 回数券 大人（高齢者及び障害者を除く。）又は小・中学生（障害者を除く。）が利用する普通入場券11回分の利用券をいう。

(4) 1回券 開館時間内における1人1回限りの利用券をいう。

2 健康ふれあい交流館の集会室及び嚶鳴庵を利用する場合において、利用の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。

3 健康ふれあい交流館の多目的ホールを営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額（東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有しない者にあつては、5倍の額）とする。

4 次の表の左欄に掲げる用途に使用する場合は、同表右欄に掲げる額とする。
この場合における使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

用途	使用料
公共団体の事務室	1月につき、市長の定める建物評価額に100分の2.75を乗じ、12で除して得た額
公共団体の駐車場に供する土地	1月につき、当該使用に係る土地の当該年度の固定資産税課税標準額相当額（近傍類似の土地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格をいう。）に100分の3を乗じ、12で除して得た額
売店及びレストランの営業	1平方メートル1年につき 6,380円
販売コーナーの営業	1日につき 820円
自動販売機の設置	販売額に100分の11を乗じて得た額

備考

- 1 売店及びレストラン内に設置する自動販売機については、この表の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。
- 2 公共団体の事務室又は駐車場として使用する場合において、使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 3 売店及びレストランの営業をする場合において、使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りとして計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 4 販売コーナーの営業をする場合において、使用の期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。